

第1回 橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会  
議事要旨

1. 日時 平成30年4月19日(木) 10:00～11:00
2. 場所 橿原市浄化センター 2F 見学者ホール
3. 出席委員  
荒井 喜久雄 公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長  
轟巻 峰夫 独立行政法人国立高等専門学校機構  
和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 教授  
樋口 能士 立命館大学 環境都市工学科 教授  
岡崎 益光 橿原市 副市長  
森嶋 勇人 橿原市 環境づくり部長

※欠席

豊芦 弘 橿原市 法務専門官

4. 次第
  - 1) 開会
  - 2) 副市長挨拶
  - 3) 委員紹介
  - 4) 委員会設置に係る条例・規則の確認
  - 5) 会長選出
  - 6) 会長挨拶
  - 7) 副会長・職務代理の選出
  - 8) 議題
    - (1) これまでの経緯等について
    - (2) 事業者選定スケジュールについて
    - (3) 橿原市浄化センター 実施方針(案)について  
特定部品供給協定(案)について
  - 9) 確認事項  
次回事業者選定委員会の開催日程について
  - 10) 閉会

配布資料

- 【資料1】 橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会委員名簿
- 【資料2】 橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会関係条例・規則
- 【資料3】 これまでの経緯等
- 【資料4】 事業者選定スケジュール(予定)

【資料 5】 榿原市浄化センター長期包括運営委託事業 実施方針（案）

【資料 6】 榿原市浄化センター特定部品供給協定（案）

## 5. 議事

1) 開会

2) 副市長挨拶

3) 委員紹介

4) 委員会設置に係る条例・規則の確認

5) 会長選出

委員の互選により、荒井委員が会長に選出された。

6) 会長挨拶

7) 副会長・職務代理の選出

委員の互選により、靄巻委員が副会長に選出された。

委員長の指名により、樋口委員が会長及び副会長不在時の職務代理に選出された。

続いて、議事録の作成等は審議の結果、以下のとおりとなった。

- ・ 委員会の議事録は、議事の要旨とする。
- ・ 議事録の確認は、各委員へのメールにて行う。
- ・ 議事録の公表は、落札者決定後に一斉公開とする。

## 8) 議題

(1) これまでの経緯等について

事務局から、資料 3 により、これまでの経緯等について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員：当初と改造工事後で水処理方式の変更があるが、これと同時に放流先も変更しているのか。

事務局：そのとおりである。

(2) 事業者選定スケジュールについて

事務局から、資料 4 により、事業者スケジュールについて説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

委員：9月上旬に実施予定の対話の出席者は事務局のみで行うのか。

事務局：対話は、事務局に加えて、荒井会長と森島委員にオブザーバーとして出席をして頂く予定である。

会長：選定スケジュールについて、事務局案で進めることに異議はないか。

各委員：異議なし。

(3) 橿原市浄化センター 実施方針（案）・特定部品供給協定（案）について

事務局から、資料 5 及び資料 6 により、橿原市浄化センターの実施方針（案）、特定部品供給協定（案）について説明を行った。委員からの主な質疑回答は以下のとおり。

● 資料 5 について

委員：実施方針（案）の構成内容は、PFI 法の規定を参考としたものなのか。

事務局：そのとおりである。

委員：事業終了時の引継ぎについては記載されているが、事業開始当初の引継ぎについてはどうなるのか。また、落札者決定基準に記載の「地域への配慮」は、通常、地域への経済的な貢献を想定するが、どういったものを考えているのか。

事務局：「地域への配慮」の項目は、「市内雇用の計画」、「市内企業への発注計画」、などを想定している。また、「CO2 排出量の削減」などについては「低炭素社会形成に向けた貢献」において、事業者から提案を求めることを想定している。

委員：事業開始当初の引継ぎは、4 ページの事業者準備期間で実施するということで間違いないか。

事務局：そのとおりである。9 ページに引継ぎに関連した運営維持管理業務の準備業務等の事項を記載している。

委員：周辺の環境への配慮については提案になると思うが、特に本施設は重要な項目と考えるが、提案内容はどのようなものを想定しているのか。

事務局：周辺の環境への配慮として、騒音、臭気等の管理基準値（法令、自主基準等）を定め、遵守させる予定である。

委員：管理基準値に上乗せして提案される可能性がある。これらの提案に関しては、次回委員会の議題となる落札者決定基準等において議論すべきである。

会長：実施方針について、事務局案で進めることに異議はないか。

各委員：異議なし。

委員：実施方針の質疑の期限が 5 月 17 日となっているが、実施方針の公表はいつを予定しているのか。

事務局：実施方針は、5 月 11 日に公表する予定である。

委員：公表から質疑締切りまで期間が少ないと考える。

事務局：事業者は類似案件の実績を有していることから、1 週間あれば十分であると考えている。

● 資料6について

委員：特定部品供給協定は施工メーカーと協議した内容なのか。

事務局：協定内容については、合意を得ている。

委員：特定部品供給協定の特定部品リストは、実施方針において、質疑が出される可能性はあるが、参加企業の意見は取り入れられるのか。

事務局：特定部品は、施工メーカーからの調達を義務付けるものではない。市が承諾するものであれば、特定部品の代替品を用いることも可能である。

会長：特定部品供給協定について、事務局案で進めることに異議はないか。

各委員：異議なし。

9) 確認事項

次回以降の事業者選定委員会の日程は、以下に示すとおりとする。

- ・第2回は平成30年6月5日（火）午後から開催
- ・第3回は平成30年10月26日（金）午後から開催
- ・第4回は平成30年11月2日（金）に実施し、参加事業者によるプレゼン及びヒアリングを実施する予定である。参加事業者数によるが、現時点では終日開催予定
- ・第5回は平成30年11月16日（金）午後から開催

10) 閉会

以上